



# 島根県報

令和6年12月3日（火）

第572号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2

### 【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者の指定	（中 小 企 業 課）	3
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3

### 【特定調達公告】

マイクロソフトVDAライセンスほかに係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	4
駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	6

### 【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	7
-----------------------------	---------------	---

**告 示****島根県告示第695号**

くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年3月26日 公表

令和6年6月3日 変更

令和6年11月22日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

**第1 くろまぐろ（小型魚）****1 島根県に配分された漁獲可能量**

117.6トン

**2 知事管理漁獲可能量**

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	37.5トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	78.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

**第2 くろまぐろ（大型魚）****1 島根県に配分された漁獲可能量**

34.2トン

**2 知事管理漁獲可能量**

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	33.3トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

**島根県告示第696号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 区域の名称 一の谷****2 土地の表示**

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれ

た区域

所在及び地番	標柱番号
松江市大庭町神田1760番1	1号及び19号
松江市一の谷町1767番23	2号及び4号
松江市大庭町神田1760番1地先道路敷	3号
松江市一の谷町1767番137	5号
〃 1767番48	6号
〃 1767番171	7号
〃 1767番2	8号から12号まで
〃 1767番地224	13号
松江市大庭町神田1763番	14号から17号まで
〃 1761番	18号

## 公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第7号に規定する指定事業活動制限事業者を次のとおり指定したので公告する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸山達也

番号	名称	住所	指定期間
6-1	有限会社旭養鶏舎	島根県大田市波根町221番地1	令和6年10月31日から 令和7年10月30日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月31日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年9月26日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
出雲市塩津町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 開発区域  
安来市大塚町字松實1634番1  
面積 240.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取県米子市上福原3丁目13-28 101号  
細田 翔平  
細田 美紅

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年12月3日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
マイクロソフトVDAライセンスほか 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
  - (3) 納入期限  
令和7年3月28日（金）
  - (4) 納入場所  
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院
- 2 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。
  - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
  - (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 情報システム管理室 情報システムスタッフ

電話 0853-30-6486 F A X 0853-21-2975

電子メール kikaku@spch.izumo.shimane.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年12月18日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付方法

本交付期間中、電子ファイル（PDF形式。様式はWord形式）を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して4まで電子メールにて申し込むこと。なお、この場合において電子メールを送信した旨を必ず4まで電話連絡すること。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年12月19日（木）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年1月10日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年1月9日（木）午後4時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月10日（金）午前10時

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 1階 会議室5

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県

病院局管理規程第9号)第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : a set of Microsoft VDA licenses and other licenses

(2) Bid Tendering Date and Time : 10 : 00 a.m. January 10, 2025

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on January 9, 2025)

(3) Contact point for the notice : Information Systems Staff, Information Systems Management Office, ShimanePrefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan  
TEL : 0853-30-6486

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年12月3日

島根県警察本部長 丸山直紀

1 件名及び数量

駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和6年10月1日

4 落札者の氏名及び住所

KDDI株式会社ソリューション山陰支店 支店長 井上 純夫 鳥取県米子市角盤町2丁目50番地

5 落札金額

69,836,514円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年8月30日

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県公営企業管理規程第11号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び原子力災害応急作業従事手当」を「、原子力災害応急作業従事手当及び防疫作業等従事手当」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 防疫作業等従事手当は、職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽、ブルセラ症、結核、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに管理者がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したときに支給するものとし、その額は、1日につき370円とする。

附則第5項中「に定めるもののほか」を「の規定にかかわらず」に改める。

附則第7項中「、防疫作業等の業務」を「、附則第5項に規定する作業」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局職員の給与に関する規程は、令和6年10月31日から適用する。